

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆《国外関連者に対する費用支払に関する企業所得税問題に関する公告》の解説 (国家税務総局公告, 2015年第16号, 2015年3月18日発布)

企業の国外関連者に対する費用支払の移転価格管理をより一層規範化し、かつ強化するため、「国外関連者に対する費用支払に関する企業所得税問題に関する公告」(以下「公告」という。)を発布した。解説は以下のとおりである。

一、国外関連者に対する費用支払の際に、どのような資料を準備すべきか。

企業が国外関連者に対して費用を支払う場合には、関連会社との間で締結した契約書や協議書など、取引の実在性を示し、かつ、独立企業間取引の原則に適合することを証明する資料を準備する必要がある。

二、国外関連者への費用支払の際に、税務機関での審査を受けるべきか。

企業が国外関連者に対して費用を支払う行為は、あくまで企業の経営行為の一環であるため、税務機関の審査を経る必要はない。しかしながら、主管税務機関は、企業に対し、状況に応じて、その企業が関連企業との間で締結した契約書や協議書等、取引の実在性を示すとともに独立企業間取引の原則に適合することを証明する資料の提出期限を設定した上で請求し、当該支払が独立企業間取引の原則に従っているかどうかを審査することができる。国外関連企業に対する費用の支払が独立企業間取引の原則に従っていない場合には、税務機関はこれを是正することができる。

三、経済的利益をもたらさない役務の提供について、国外関連者に対するサービスの支払いは可能か。

企業が国外関連者から受ける役務の提供については、受益性の原則を基礎として、当該役務に関する経済的利益があるかどうか、すなわち当該役務が企業に対して直接又は間接に経済的利益をもたらすものであるかどうかを分析する。経済的利益をもたらす役務の提供を受ける場合は、独立企業間取引の原

則に従い、費用を支払うことができる。経済的利益をもたらさない役務の提供を受けて費用を支払う場合は、企業の課税所得の計算上、これを損金の額に算入することはできない。

四、企業は、どのようにして無形資産の価値創造に関して、各関連者の貢献度を判定し、それぞれが享受すべき経済的利益を確定するのか。

企業が国外関連者に対し、技術やブランド等の無形資産のロイヤルティーを支払う場合には、各当事者の無形資産の開発内容、価値の向上・保護・応用及び普及への貢献内容、投入した資産及び負担するリスクを分析した上で、各当事者の無形資産の価値の創造に対する貢献度を判定し、各当事者の受ける経済的利益を確定する。同時に、独立企業間取引の原則に従い、国外関連者に対してロイヤルティーを支払うべきかどうかを鑑みた上で、支払金額を算定する。

無形資産の法律上の所有権を有しているのみで当該価値の創造に貢献していない関連者に対してロイヤルティーを支払う行為は、独立企業間取引の原則に適合しないので、課税所得額を計算する際に損金算入することはできない。例えば、国内の不動産会社が国外関連者の商標又はブランドを使用して不動産開発を行った場合において、その商標又はブランドが国内企業による不動産開発の過程の中で徐々に市場において認知されるようになり、同時に、国内企業が保護及び普及に力を入れたためにその商標又はブランドの価値が向上したときは、国内不動産会社が国外関連者に対して支払ったロイヤルティーは、独立企業間取引の原則に従い、納税所得額を計算する際の損金の額に算入することはできない。

## Topics

### ☆《日本の新税目に関する日中租税条約の適用に関する公告》の解説 (国家税務総局公告, 2015年第13号, 2015年2月26日発布)

日中双方の税務主管当局は、協議を経て、日本の新税目である地方法人税に日中租税条約を適用することを合意した。ここに、本公告を定め、次のとおり、本公告の主要な内容を解説する。

一、日本が地方法人税を導入する法的根拠は何か。

地方法人税は、日本政府により、国会を通過した「地方法人税法案」(2014年第11号)に基づき、徴収が開始されるものである。

二、地方法人税の納税者、課税標準、税率及び納税期間

地方法人税の納税者は法人であり、課税標準は各課税事業年度の課税標準法人税額とされ、その税率は4.4%である。地方法人税は、2014年10月1日以後に開始する事業年度より適用される。地方法人税の課税開始後、資本金1億円超の大企業の法人税率は1.122%(法人税率25.5%×4.4%)増加すること

になり、資本金1億円以下の中小企業の法人税率(軽減税率適用部分)は、0.66%(軽減税率15%×4.4%)増加することとなった。

三、中国企業が日本で納税する地方法人税は、中国で外国税額控除の対象となるか

地方法人税は、日中租税条約第二条に規定される日本の法人税と実質的に同じであり、双方の税務主管当局の合意に基づき、日中租税条約が適用される税目に含まれる。したがって、中国企業が日本で地方法人税を納税した場合には、法人税を納付した場合と同様、日中租税条約第二十三条に従って外国税額控除を適用することができる。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。